

# 高齢運転者関係 (更新時) 概要

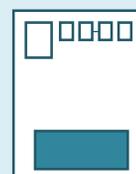
70歳以上の方には、免許有効の満了日の約6ヶ月前に通知はがきが届きます

免許証の更新をする方は**事前に**下記の講習等を受ける必要がありますので**早めに予約**しましょう

▼対象の検査・講習は、年齢や違反の有無等によって異なります▼

## 70歳～74歳の方

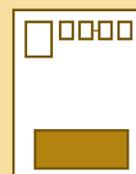
「高齢者講習のお知らせ」  
(青色はがき)が届きます



事前に**高齢者講習**を受ける必要があります

## 75歳以上の方

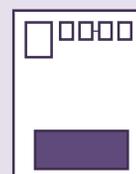
「認知機能検査・高齢者講習のお知らせ」  
(黄色はがき)が届きます



事前に**認知機能検査・高齢者講習**を受ける必要があります

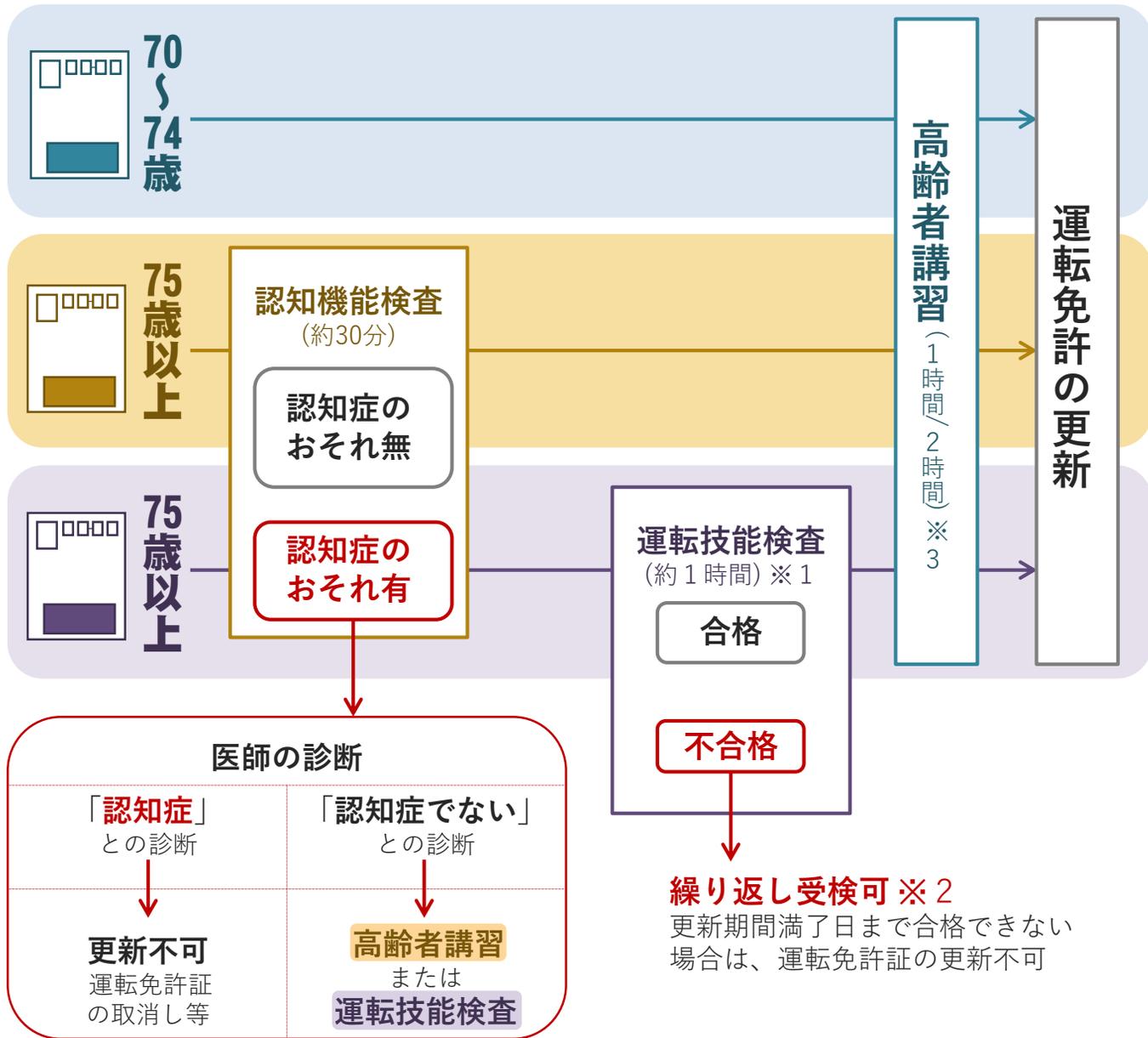
## 75歳以上の方で、一定の違反がある方

「認知機能検査・運転技能検査・高齢者講習のお知らせ」  
(紫色はがき)が届きます



事前に**認知機能検査・運転技能検査・高齢者講習**を受ける必要があります

# 70歳以上の高齢運転者の方 運転免許証更新までの流れ



※1 運転免許証の有効期間が満了する日の直前の誕生日の160日前の日前3年間に基準違反行為をしたことがある方が対象 (大特/小特/二輪/原付免許のみ保有の方は対象外)

※2 未受検または不合格でも、希望により原付・小特免許で継続することが可能

※3 普通自動車対応免許保有者：2時間  
運転技能検査対象者 及び 大特/小特/二輪/原付免許のみ保有者：1時間

● 各手数料については、予約の際にお問い合わせください ●